ID:　151
担当部署:　産業課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	高根沢町びれっじセンターの設置及び管理に関する条例　第8条第1項
例規番号	平成12年条例第35号

【基準】

第8条の規定による。

(使用許可の取消等)

第8条　町長は、使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、その使用を中止若しくは変更させ、又は使用許可を取り消すことができる。

2　前項の取り消し等により、使用者がいかなる損害を受けることがあっても、町長は補償の責を負わない。

備考

設定年月日	令和7年3月27日	**最終変更年月日**	年　月　日